

答 申 第 13 号
平成20年 6月24日

松阪市教育委員会
教育長 小 林 壽 一 様

松阪市個人情報保護審査会
会長 牧 戸 哲

不服申立てに関する諮問について（答申）

平成20年5月12日付松教学第281号にて諮問のありました下記の事項について、本書のとおり答申します。

記

平成20年4月30日付松教学第230号にて「区域外就学許可願、区域外就学許可書」を一部不開示とした決定についての不服申立てに係る事案

審査会開催日

平成20年6月4日 第8回松阪市個人情報保護審査会

答 申

1 審査会の結論

実施機関が、平成20年4月30日付松教学第230号にて「区域外就学許可願、区域外就学許可書」を一部不開示とした決定は、妥当である。

2 不服申立ての経緯

不服申立人は平成20年4月23日付で、松阪市個人情報保護条例（平成17年松阪市条例第7号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、子2名（小学生男子、同女子。以下「本人」という。）の法定代理人（父）として、区域外就学許可願及び区域外就学許可書（以下「本件対象文書」という。）の写しの交付の請求を松阪市教育委員会（以下「実施機関」という）に対し行った。これを受け、実施機関は平成20年4月30日付で、条例第18条第3項の規定により、条例第15条第1項第3号に該当する本人以外の個人情報が含まれているとして、一部を不開示とする決定を行なった。

これに対し不服申立人は平成20年5月2日、上記決定を不服とし実施機関に不服申立てを行い、本決定の取り消しを求めたものである。

3 不服申立て理由の要旨

（1）不服申立ての趣旨

実施機関により決定された今回の個人情報公開請求に対し、区域外就学許可願「5. 住民異動を伴わない転入」の詳細記入欄が隠匿されているため、裁判中の人身保護請求事件の具体的疎明資料に該当しないと主張。当該不開示部分の開示を求めるものである。

（2）不服申立ての理由等

不服申立て人が異議申立書、審査会における意見及び説明に替えて提出した意見陳述書によって主張する内容を要約すると概ね以下のとおりである。

実施機関が不開示とした情報は、申請者の個人情報と隠蔽しているが、共同親権者である夫にも開示すべきである。私は親権者であるので区域外就学許可願とその理由を知って当然である。

区域外就学許可願の不開示部分の事由「5. 住民異動を伴わない転入」の詳細記入欄には、嘘をついた不正な理由が記載されているとしか考えられない。

当該区域外就学許可は実施機関の区域外通学許可基準を逸脱した許可の期間となっており、条例違反である。

平成20年度の区域外就学許可に関しては、就学許可期間が平成20年4月1日から平成21年3月31日であるが、許可書の発行日が平成20年4月14日となっており、遡った許可は審査と許可方法に違法性が認められる。

上記により、本申立てに係る許可書・許可願を開示し、事実と行政行為に対し答弁する義務がある。

4 実施機関の説明の要旨

実施機関は、一部不開示決定に係る理由説明書及び口頭陳述において主張する趣旨は、概ね次のとおりである。

- (1) 不開示とした事由5の「詳細記入欄」については、条例第15条第3号に規定する開示請求者及び本人以外の個人情報であるため、開示できるものではない。
- (2) 平成19年1月9日、夫婦間の問題により、母の実家のある松阪市内の小学校に子供を区域外就学させたいと許可願が出された。これを受け関係機関等と協議を行い、松阪市内の小学校に区域外就学を許可した。その後、申出により平成19年4月1日から転学元の小学校へ戻った。
しかし、平成20年3月31日再び松阪市内の小学校への区域外就学許可願が提出されたもので、子供の就学機会の確保を考慮し許可したものである。
- (3) 区域外就学許可願の不開示部分は、本人及びその法定代理人である不服申立人以外の個人情報が含まれており、条例第15条第1項第3号に規定されている本人以外の情報にあたるため、一部不開示の決定を行った。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的として第1条に「この条例は、個人情報の保護が個人の尊厳の確保のために必要不可欠であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるとともに、松阪市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、適正かつ円滑な市政運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定されており、個人情報は、プライバシーをはじめとする個人の権利利益に密接に関わる情報であり、個人情報の取扱いにともない保護する必要のある個人の権利利益一般、経済的なあるいは社会生活上の利益を含むほか、一般にプライバシーとして議論される人格的な利益をさし、これを保護しひいては個人の尊厳を尊重しようとするものである。

また、個人情報とは前述のとおり条例第1条に「自己に関する個人情報」とあり、条例第13条及び第15条の規定により原則本人のみに請求の権利があり、開示されるものとされており、自己の情報の内容や流れなどを確認することができるよう法的権利として条例が承認している。

(2) 本件対象文書について

審査会は、実施機関に本件不服申立てに係る「本件対象文書」の提出を求めその調査を行った。「区域外就学許可願」にあつては、住所、保護者名、電話、児童生徒名前、同性別、同生年月日、同学年、住民登録地、従前就学校、居住地、就学希望校、期間、事由欄、住民異動手続きを伴わない転入世帯家族欄等が記載されており、居住証明願書が

添付されている。「区域外就学許可書」には、保護者氏名、住所、児童生徒氏名、同生年月日、同性別、同続柄、同学年、住民登録地、許可の内容、許可の期間、就学校等の記載欄があることが確認された。

(3) 開示請求について

自己情報の開示については、条例第13条第1項で「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる」とし、同条2項で「未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別の理由があると認めた者の代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。」とされており、当該開示請求は未成年の子の区域外就学許可願等の開示を父親である本件不服申立人が求めており、請求者は法定代理人と認められ、当該個人情報開示請求はこの条例に沿ったものと解される。

(4) 法定代理人への未成年者情報の開示について

本人の個人情報の開示にあつては、条例第15条によると、「実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する個人情報であるときを除き、当該個人情報を開示しなければならない。」とあり、同条第7号に規定される不開示情報として「未成年者の法定代理人により開示請求された当該未成年者に関する個人情報であつて、開示することにより、当該未成年者の利益に反することとなると認められるもの」とある。当該請求にあつては法定代理人からの請求であり未成年者の利益に反すると判断される場合、本人の個人情報の開示を安易に認めることはできない。しかしながら本件の場合、法定代理人である不服申立人は、実施機関への説明あるいは本件に係る個人情報開示請求書の記載内容からも本人の居住地住所をはじめ転学先の学校名に至るまでを承知しており、これらを部分開示することにより本人の権利利益を不当に害することはないと判断する。

(5) 本件対象文書における不服申立ての要因たる情報以外の不開示情報について

本件対象文書には、保護者及びその他者の住所、氏名、電話番号等が記されており、本人あるいは不服申立人とは別個の個人の情報であるため、条例第15条第3号に規定する本人以外の情報と解され、不開示とすべき情報であると認められる。

(6) 不服申立人の主張する許可の違法性があるための情報開示の必要性について

不服申立人の主張する区域外就学許可は区域外通学許可基準を逸脱した許可期間で条例違反であるとの件、あるいは平成20年度の区域外就学許可に関しては許可書の発行日が遡った許可であり、審査と許可方法に違法性が認められるとの意見については、それぞれが、区域外就学許可に関し実施機関が行う事務において法令等に従い処理されるべき事項であり、本件に関しての不開示の決定を不当とする理由にはあたらない。

(7) 不服申立人の主張する虚偽内容申請であるための情報開示の必要性について

不開示部分の事由「5. 住民異動を伴わない転入」の詳細記入欄には嘘をついた不正な理由が記載されていると思われるとの不服申立人の主張であるが、その記載内容が虚偽であるか否かは、区域外就学許可の審査における要件にあたることはあつても、条例の定める不開示情報であるか否かとの判断要件にはあたるものではなく、本件決定に対

する意見とは認められない。

(8) 区域外就学許可願の詳細事由の記載内容の不開示決定の正当性について

不服申立人の、区域外就学許可願の事由欄「 5 . 住民異動を伴わない転入」の詳細事由の記載内容に関し「共同親権者である夫に開示すべきであり、親権者である私は子供らの区域外就学許可願とその理由を知って当然」との主張に関して、係る不開示部分は申請者として区域外就学許可願を記入したもので、記載された内容が住所地の学校に通学ができない特別な事情についてを説明する内容となっており、家庭生活に関する情報と読み取ることができる。その内容は、本人に関する情報ではなく、申請者自身が当時おかれている家庭生活に関する状況や思いを記載し、区域外就学許可願を正当なものと説明しようとしたものであり、申請者固有の個人情報であると解される。不服申立人はあくまで本人の法定代理人でしかなく、当該記載内容は本人及び不服申立人とは別個人である申請者に係る個人情報に他ならず、条例第 1 5 条第 3 号に規定される「本人以外の情報」と考えるべきもので、不服申立人がたとえ親権者であっても、これを開示することにより申請者に不利益が及ぶ可能性が否定できない以上、係る部分を不開示とした決定は是認できる。

(9) 結論

よって、「 1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 2 0 年 5 月 1 2 日	諮問書受理
平成 2 0 年 5 月 1 2 日	実施機関に対して部分開示理由説明書の提出依頼及び口頭意見陳述希望の確認
平成 2 0 年 5 月 1 2 日	部分開示理由説明書受理
平成 2 0 年 5 月 1 3 日	審査請求人に対して部分開示理由説明書（写し）の送付、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述希望の確認
平成 2 0 年 6 月 4 日	書面審理 実施機関の部分開示理由説明の聴取 審議（第 1 回審査会）
平成 2 0 年 6 月 2 4 日	答申